



# 新潟県公報

平成28年  
12月28日(水)  
号外  
第78号

## 目次

### 条 例

○職員の給与に関する条例等の一部改正	3
○職員の退職手当に関する条例及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	28
○職員の育児休業等に関する条例等の一部改正	31
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	35
○栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	36
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	37
○鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正	44
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	44
○知事等の給与の特例に関する条例の制定	48

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第55号）

職員の給与を改定すること等のため、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）等について、次のとおり改正することとしました。

#### 1 給料表の改定（給与条例別表第1～別表第4、任期付職員条例別表第1～別表第5及び任期付研究員条例第5条関係）

給料表の給料月額を引き上げることとしました。

#### 2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に係る支給月額の限度額を413,800円（現行413,300円）に改定することとしました。（給与条例第9条の3関係）

(2) 扶養手当について、配偶者に係る手当額を月額6,500円（現行13,000円）に、子に係る手当額を月額10,000円（現行6,500円）に改定することとしました。（給与条例第10条関係）

(3) 地域手当について、栃木県の区域内における支給割合を100分の3.45（現行100分の3.3）に改定することとしました。（給与条例第11条の2関係）

(4) 職員の勤勉手当について、平成28年12月期の支給割合を100分の90（現行100分の80）に、平成29年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の85に改定することとしました。（給与条例第20条の4関係）

(5) 知事等の期末手当について、平成28年12月期の支給割合を100分の175（現行100分の165）に改定し、平成29年度以降の6月期の支給割合を100分の155（現行100分の150）に、12月期の支給割合を100分の170に改定することとしました。（知事等の給与及び旅費に関する条例第4条関係）

(6) 通勤手当について、自動車等使用に係る手当額を引き下げることとしました。（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3関係）

(7) 所要の規定の整備をすることとしました。

#### 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2の(2)、(4)（平成29年度以降の支給割合に係る部分に限る。）、(5)（平成29年度以降の支給割合に係る部分に限る。）、(6)及び(7)は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 1並びに2の(1)及び(3)は平成28年4月1日から、2の(4)（平成28年12月期の支給割合に係る部分に限る。）及び(5)（平成28年12月期の支給割合に係る部分に限る。）は平成28年12月1日から適用することと

しました。

(3) 所要の経過措置を規定することとしました。

(4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇職員の退職手当に関する条例及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（栃木県条例第56号）

1 雇用保険法の一部改正等に伴い、失業者の退職手当等について、所要の規定の整備をすることとしました。（職員の退職手当に関する条例第9条、第12条及び第21条並びに栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年1月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（栃木県条例第57号）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 職員の育児休業等に関する条例関係

(1) 育児休業等の対象となる子について、養育里親である職員（児童の親等の意に反するため、里親であって養育縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている当該児童を含めることとしました。（第2条の2関係）

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例関係

(1) 要介護者のある職員が当該要介護者の介護をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととしました。（第7条関係）

(2) 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすることとしました。（第14条関係）

(3) 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設することとしました。（第14条の2関係）

(4) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例関係

(1) 要介護者のある学校職員が当該要介護者の介護をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととしました。（第7条関係）

(2) 介護休暇は、学校職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすることとしました。（第14条関係）

(3) 学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設することとしました。（第14条の2関係）

(4) 所要の規定の整備をすることとしました。

4 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

(1) 企業職員が介護時間の承認を受けた場合における給与の取扱いに関し必要な事項を定めるため、所要の規定の整備をすることとしました。（第17条関係）

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

5 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成29年1月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第58号）

1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。（別表第1関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**（栃木県条例第59号）

1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、栃木県教育委員会の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県公立学校職員給与条例の一部改正**（栃木県条例第60号）

1 教育職給料表の給料月額を引き上げることとしました。（別表第1及び別表第2関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

(2) 改正後の規定は、一部を除き、平成28年4月1日から適用することとしました。

(3) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正**（栃木県条例第61号）

1 鬼怒水道用水供給事業に係る使用料金を1立方メートル当たり85円54銭（現行86円8銭）に改定することとしました。（第3条関係）

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県警察関係手数料条例の一部改正**（栃木県条例第62号）

1 準中型自動車免許に係る運転免許試験手数料等を新設することとしました。

2 高齢者に対する講習手数料等の額を改定することとしました。（以上第8条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成29年3月12日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**知事等の給与の特例に関する条例の制定**（栃木県条例第63号）

1 知事等の給料月額及び期末手当の額について、平成29年1月1日から平成32年12月8日までの間、次の割合に相当する額を減額するため、条例を制定することとしました。

(1) 知事 100分の10

(2) 副知事 100分の7

(3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の5

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年1月1日から施行することとしました。

(2) 従前の知事等の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。

(3) 知事等の平成29年1月の給料月額の特例を規定することとしました。

## 条 例

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第五十五号

#### 職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の給与に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員等の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改める。

第十一条の二第二項中「百分の三・三」を「百分の三・四五」に改める。

第二十条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」

を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十一・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十一・五」に改める。

附則第十一項中「百分の〇・八」を「百分の〇・九」に、「百分の一」を「百分の一・一」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務級の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						





用職 員以 外の 職員	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		

76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400			
95	300,900	324,800	351,300	384,000			
96	302,200	326,100	352,800	384,500			
97	303,300	327,300	354,100	384,900			
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600				
127		353,600	374,100				
128		354,000	374,600				
129		354,400	374,900				
130		354,800	375,400				
131		355,200	375,900				
132		355,600	376,400				
133		355,800	376,700				



	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	377,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	380,400
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	382,900
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	385,500
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	387,700
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	390,100
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	392,500
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	394,900
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	397,500
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	400,000
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	402,600
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	405,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	407,300
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	409,700
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	412,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	414,600
再任用職員以外	17	165,200	229,000	316,600	361,500	416,500
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	418,800
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	420,900
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	423,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	425,100
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	427,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	429,300
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	431,400
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	433,100
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	434,900
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	436,900
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	438,900
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	440,800
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	442,600
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	444,400

32	196,800	266,500	345,900	389,100	446,100
33	198,600	268,400	347,300	390,700	447,900
34	200,500	270,400	348,700	392,500	449,400
35	202,400	272,500	350,200	394,100	450,800
36	204,300	274,400	351,700	395,900	452,300
37	206,000	276,300	353,000	397,100	453,700
38	207,900	277,800	354,400	398,600	455,000
39	209,800	279,000	355,700	400,000	456,300
40	211,700	280,500	357,100	401,400	457,500
41	213,600	281,900	357,900	402,800	458,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	459,200
43	217,400	283,900	360,200	405,600	460,000
44	219,300	284,900	361,300	407,200	460,700
45	221,000	285,600	362,500	408,600	461,400
46	222,900	286,800	363,700	409,800	462,200
47	224,700	288,000	365,000	411,400	462,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	463,500
49	228,200	290,600	367,200	414,300	464,000
50	230,000	291,900	368,500	415,700	464,600
51	231,700	293,000	369,800	417,200	465,200
52	233,400	294,100	371,100	418,600	465,800
53	234,900	295,300	371,800	420,000	466,300
54	236,700	296,500	372,800	421,400	466,800
55	238,400	297,800	373,700	422,800	467,200
56	240,000	298,900	374,700	424,200	467,500
57	241,400	300,000	375,500	425,300	467,800
58	242,600	301,100	376,300	426,600	
59	243,600	302,300	377,000	428,000	
60	244,700	303,500	377,700	429,300	
61	245,800	304,400	378,300	430,100	
62	246,900	305,500	379,000	431,000	
63	247,800	306,600	379,900	432,000	
64	248,900	307,700	380,800	432,900	
65	250,100	308,700	381,400	433,800	
66	251,200	309,800	382,200	434,600	
67	252,300	310,800	383,000	435,200	
68	253,200	311,800	383,800	436,000	
69	254,100	312,900	384,400	436,400	
70	255,500	313,900	385,100	437,000	
71	257,000	315,000	385,800	437,500	
72	258,400	316,100	386,500	438,000	
73	259,800	316,800	387,200	438,500	
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		

	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	373,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(1)

職 員 区 分	職 務 の 級 別	1	2	3	4
		級	級	級	級
号		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 245,200	円 330,500	円 395,500	円 470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300

	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
再任 用員 外職 員	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300	
38	361,600	429,200	483,800	542,900	
39	364,000	431,200	485,600	544,300	
40	366,200	433,200	487,400	545,900	
41	368,500	435,100	489,100	547,400	
42	369,900	436,900	490,900	548,800	
43	371,400	438,600	492,700	550,200	
44	372,800	440,400	494,500	551,500	
45	374,300	442,300	496,100	552,700	
46	375,700	444,100	497,800	553,700	
47	377,200	445,900	499,600	554,700	
48	378,700	447,600	501,400	555,700	
49	379,900	449,400	503,000	556,700	
50	380,900	451,100	504,300	557,600	
51	381,900	452,900	505,600	558,500	
52	382,800	454,700	506,900	559,400	
53	383,800	456,600	508,100	560,200	
54	384,700	457,800	509,400	561,100	
55	385,600	459,000	510,700	562,000	
56	386,500	460,200	512,000	562,900	
57	387,400	461,400	513,000	563,800	
58	388,300	462,400	513,800	564,700	
59	389,100	463,400	514,600	565,600	
60	389,900	464,400	515,400	566,300	
61	390,600	465,200	516,300	567,200	
62	391,100	465,900	517,100	568,100	
63	391,500	466,600	518,000	569,000	
64	392,000	467,300	518,800	569,900	
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600		
67		469,400	521,300		

	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任 用員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

ロ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 区 分 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600

再任 用職 員以 外の 職員	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		



	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ハ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職 務 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 160,100	円 187,600	円 236,000	円 258,900	円 284,100	円 328,800	円 373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	

62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	355,400	374,000		
112	292,400	323,300	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	356,900			
115	293,300	324,500	357,400			
116	293,600	324,800	357,800			
117	293,900	325,000	358,200			
118	294,200	325,300	358,600			
119	294,500	325,700	359,100			
120	294,900	325,900	359,600			

	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師  
その他の職員に適用する。

第11条 職員の給与に関する条例の1部を次のように改正する。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十一条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受け

ている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十條の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「百分の〇・九」を「百分の〇・八五」に、「百分の一・一」を「百分の一・〇五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第三條** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則別表第三を次のように改める。

**附則別表第 3**



片 道 の 通 勤 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	10円
8	10	1,210
10	12	0
12	14	710
14	16	0
16	18	210
18	20	1,410
20	22	0
22	24	920
24	26	0
26	28	420
28	30	1,620
30	32	0
32	34	1,130
34	36	0
36	38	630
38	40	1,830
40	42	230
42	44	1,430
44	46	830
46	48	2,040
48	50	3,240
50	52	2,640
52	54	3,840
54	56	3,240
56	58	4,440
58	60	5,640
60	62	5,050
62	64	6,250
64	66	7,450
66	68	8,650
68	70	9,850
70	72	11,050
72	74	12,260

74	76	13,460
76	78	14,660
78	80	15,860
80		17,060

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一中「371,000」を「372,000」と、「419,000」を「420,000」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

特定業務任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 146,100	円 191,700	円 224,600	円 259,600	円 278,000	円 298,800	円 331,800	円 368,800	円 416,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第8条関係)

特定業務任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 146,200	円 191,400	円 259,700	円 299,300	円 333,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4 (第8条関係)

特定業務任期付職員医療職給料表

イ 特定業務任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 255,000	円 302,400	円 350,100	円 427,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

ロ 特定業務任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
------	----	----	----	----	----	----	----

給料月額	円 146,500	円 184,400	円 212,200	円 234,500	円 268,000	円 308,700	円 343,300
------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ハ 特定業務任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 160,100	円 187,600	円 228,800	円 250,100	円 277,400	円 312,800	円 344,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

別表第5（第8条関係）

特定業務任期付職員教育職給料表

イ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	円 155,200	円 199,500	円 260,000	円 313,800	円 405,800

備考 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

ロ 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	円 155,200	円 171,100	円 260,000	円 275,200	円 401,100

備考 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

**第五条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十一・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第六条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「393,000」を「394,000」と、「453,000」を「454,000」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

給料月額	円
給 1	328,000
給 2	364,000
給 3	392,000

第六条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

**第七条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第八条** 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

**第九条** 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十条の四第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第四条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第九条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定、第六条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び附則第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十五号。次条において「平成二十六年改正条例」という。)は平成二十八年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十条の四第二項及び附則第十一項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第四条の規定(任期付職員条例第九条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第六条の規定(任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第八条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与条例」という。)の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

**第二条** 第一条の規定による改正後の給与条例、第四条の規定による改正後の任期付職員条例、第六条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を

適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第四条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第六条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第八条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料を含む。）、第四条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料を含む。）、第六条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第六条の規定による給料を含む。）又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

**第三条** 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第二条改正後給与条例」という。）第十条第一項ただし書及び第十一条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶

「二 扶養親族たる者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。」とあるのは  
 三 扶養親族たる  
 四 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号の子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当するに該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）））とあるのは  
 養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員

」

等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。



2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十条第一項ただし書及び第十一条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第一号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第一号中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十条第一項ただし書並びに第十一条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠

くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等が行八級以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第五条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

**第八条** 削除

---

職員の退職手当に関する条例及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第五十六号**

職員の退職手当に関する条例及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「あるもの」の下に「（人事委員会規則で定めるものを除く。）」を加

え、「この条及び次条」を「この項」に改め、同条第五項本文中「職員」を「職員（第一条第六号に規定する職員で任期の定めのあるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」に改める。

第十二条第五項中「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者  
同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十二条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

第二十一条第一項中「もの」の下に「（人事委員会規則で定めるものを除く。）」を加える。

（栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第二条** 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第七項中「第四項又は第六項」を「これら」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第九条及び第二十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給する退職手当について適用する。
- 3 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下第五項までにおいて同じ。）であつて、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第六条第一号に掲げる者に

該当するものにつき、新退職手当条例第十二条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第九条の規定の適用については、同条第二項中「在職期間」とあるのは「在職期間（平成二十九年一月一日前の在職期間を有する者にあつては、同日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（平成二十九年一月一日前の在職期間を有する者にあつては、同月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が平成二十九年一月一日前である場合にあつては、零）」とする。

4 新退職手当条例第十二条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第十二条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧退職手当条例第十二条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第十二条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 新退職手当条例第十二条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十二条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧退職手当条例第十二条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新退職手当条例第十二条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十二条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

7 退職職員（退職した栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下第九項までにおいて同じ。）であつて、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば旧雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するもの（施行日前の在職期間を有する者に限る。）については、第二条の規定による改正後の栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第十六条第五項の規定は、施行日にその者が職員（栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。）となつたものとみなして適用する。

8 新企業職員給与条例第十六条第七項の規定（求職活動支援費に係る部分に限る。）は、退

職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為（当該行為に関し、第二条の規定による改正前の栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「旧企業職員給与条例」という。）第十六条第七項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧企業職員給与条例第十六条第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新企業職員給与条例第十六条第五項及び第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

9 新企業職員給与条例第十六条第七項の規定（就業促進手当に係る部分に限る。）は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第七項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧企業職員給与条例第十六条第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新企業職員給与条例第十六条第五項及び第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第七項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富 一

## 栃木県条例第五十七号

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

**第二条の二** 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当



該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十六条中「を承認されている」を「又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

**第二条** 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第二項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

**第三条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)の一部を

次のように改正する。

第七条第一項中「の子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、同条第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に改め、「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。）」を、「と、」の下に「第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、」を加える。

第十条中「及び」を「介護時間及び」に改める。

第十四条第一項中「ため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「要介護者の各々が第七条第四項前段に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

**第十四条之二** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十五条第二項中「前条第三項」を「第十四条第三項」に改める。

第十六条中「及び」を「介護時間及び」に改める。

第十七条中「前六条」を「第十一条から前条まで」に改める。

（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

**第四条** 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、同条第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に改め、「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第三項までにおいて同じ。）」を、「と、」の下に「第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講



ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、「」を加える。

第十条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十四条第一項中「ため、」の下に「任命権者が、教育委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「要介護者の各々が第七条第四項前段に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

**第十四条の二** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十五条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十六条第二項中「前五条」を「第十一条から前条まで」に改める。

（栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第五条** 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「の子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。）」を加え、「さかのぼった」を「遡った」に、「又は介護休暇」を「介護休暇」に、「又は老齢」を「老齢等」に、「の介護をするため、」を「（以下「要介護者」という。）の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、「休暇をいう。）」の下に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第十八条の三中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 第三条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日（以下この項及び次項において「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十四条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの条例の施行の日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 第四条の規定による改正前の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十五条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第四条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十四条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、教育委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの条例の施行の日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

## (人事委員会規則への委任)

- 4 附則第二項に定めるもののほか、第一条から第三条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## (教育委員会規則への委任)

- 5 附則第三項に定めるもののほか、第四条の規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の廃止)

- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例（平成元年栃木県条例第一号）は、廃止する。

(人事課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

## 栃木県条例第五十八号

## 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の二の項を同表十三の三の項とし、同表十三の項を同表十三の二の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定	佐野市
---	-----

別表第一の十八の二の項中「及び那須烏山市」を「、那須烏山市及び下野市」に改め、同表二十七の四の項を同表二十七の五の項とし、同表二十七の三の項の次に次のように加える。

二十七の四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十八条第二項の規定による届出の受理	栃木市、小山市、大田原市及び那須塩原市
---	---------------------

別表第一の三十三の項中「小山市」の下に「、真岡市」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為がこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革推進室）

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第五十九号**

**栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の二の項の次に次のように加える。

一の三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく事務のうち、同法第九条の四第四号の規定による認定	栃木市
--	-----

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する

条例第二条の表一の三の項の上欄に掲げる事務に係る栃木県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に栃木県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において同項の下欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市町村の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（教育委員会事務局総務課）

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県条例第六十号**

**栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例**

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十条及び」を「第十条、第二十条及び」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第 1（第 6 条関係）**

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800	

25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900
40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100	450,600	
79	281,200	366,400	411,400	451,100	
80	282,400	368,000	412,800	451,600	
81	283,500	369,500	414,100	452,100	
82	284,700	371,000	415,300		

	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	
	89	292,900	380,400	423,200	
	90	294,000	381,700	424,200	
	91	295,200	382,900	425,200	
	92	296,400	384,200	426,200	
	93	297,100	385,500	427,100	
	94	298,100	386,600	427,900	
	95	299,200	387,900	428,700	
	96	300,400	389,100	429,500	
	97	301,400	390,500	430,300	
	98	302,500	391,500	430,700	
	99	303,500	392,600	431,100	
	100	304,600	393,600	431,500	
	101	305,500	394,500	431,900	
	102	306,600	395,500	432,200	
	103	307,700	396,600	432,500	
	104	308,700	397,700	432,800	
	105	309,300	398,400	433,100	
	106	310,200	399,300	433,400	
	107	311,000	400,200	433,700	
	108	311,800	401,100	433,900	
	109	312,700	401,900	434,100	
	110	313,100	402,800	434,400	
	111	313,500	403,600	434,700	
	112	314,000	404,400	434,900	
	113	314,600	405,000	435,100	
	114	315,000	405,700	435,400	
	115	315,500	406,400	435,700	
	116	316,000	407,100	435,900	
	117	316,600	407,700	436,100	
	118	317,100	408,200		
	119	317,500	408,600		
	120	318,000	409,000		
	121	318,500	409,400		
	122	318,900	409,700		
	123	319,400	410,000		
	124	319,900	410,200		
	125	320,500	410,400		
	126	320,800	410,700		
	127	321,100	411,000		
	128	321,400	411,200		
	129	321,600	411,400		
	130	321,900	411,700		
	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		

	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500	



26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
46	236,800	271,000	358,700	380,500	
47	238,200	273,200	360,200	382,100	
48	239,600	275,200	361,800	383,600	
49	241,000	277,500	363,100	385,000	
50	242,400	279,500	364,600	386,500	
51	243,900	281,400	366,200	388,000	
52	245,100	283,400	367,800	389,400	
53	246,200	285,200	369,300	390,600	
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
77	276,900	339,300	397,700	416,200	
78	278,000	341,200	398,600	416,600	
79	279,200	343,100	399,600	417,000	
80	280,400	344,900	400,600	417,400	
81	281,600	346,700	401,400	417,700	
82	282,500	348,500	402,200	418,100	
83	283,700	350,100	402,900	418,500	
84	284,900	351,900	403,700	418,800	

	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200
	89	289,800	359,200	407,200	420,500
	90	290,700	360,500	407,900	420,800
	91	291,600	361,900	408,400	421,100
	92	292,500	363,300	409,100	421,300
	93	292,900	364,800	409,500	421,500
	94	293,600	366,100	409,900	421,800
	95	294,300	367,400	410,200	422,100
	96	295,100	368,600	410,500	422,300
	97	295,900	369,600	410,800	422,500
	98	296,700	370,600	411,100	
	99	297,500	371,600	411,400	
	100	298,200	372,600	411,600	
	101	299,100	373,500	411,800	
	102	299,600	374,500	412,100	
	103	300,100	375,500	412,400	
	104	300,600	376,500	412,600	
	105	300,800	377,300	412,800	
	106	301,200	378,200	413,100	
	107	301,500	379,100	413,400	
	108	301,700	380,100	413,600	
	109	301,900	380,900	413,800	
	110	302,100	381,900	414,100	
	111	302,400	382,900	414,400	
	112	302,700	383,900	414,600	
	113	302,900	384,500	414,800	
	114	303,100	385,400	415,100	
	115	303,300	386,300	415,400	
	116	303,600	387,200	415,600	
	117	303,900	388,000	415,800	
	118	304,200	388,700		
	119	304,500	389,500		
	120	304,800	390,300		
	121	304,900	390,900		
	122	305,100	391,700		
	123	305,400	392,400		
	124	305,700	393,100		
	125	305,900	393,700		
	126		394,400		
	127		394,900		
	128		395,500		
	129		396,200		
	130		396,800		
	131		397,300		
	132		397,800		
	133		398,100		
	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		

	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び附則第四項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この条例（別表第一及び別表第二の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第五条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第五条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の栃木県公立学校職員給与条例第十二条の規定の適用については、同条中「第十条、第二十条及び第二十条の三から第二十一条まで」とあるのは、「第二十条及び第二十条の三から第二十一条まで並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃

本県条例(第五十五号)附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十条第三項」とする。

(教育委員会規則への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

(教育委員会事務局教職員課)

鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第六十一号**

**鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例**

鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例(昭和六十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八十六円八銭」を「八十五円五十四銭」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(企業局)

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第六十二号**

**栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**

栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表三の二の項中「認知機能検査」の下に「(以下この条において「認知機能検査」という。)」を加え、同表四の項中「千四百円以上五千八百円」を「千三百五十円以上七千五百五十円」に改め、同条第二項の表一の項(一)中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五十円」に改め、同表一の二の項(一)中「又は中型自動車仮運転免許」を「中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表二の項中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

(一) 準中型自動車免許に係る再試験	二千円(法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に
--------------------	---

あつては、四千六百五十円)

第八条第二項の表五の三の項中「法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により」を削り、同表八の項(一)中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万二千五百円」に改め、同表十の項(一)中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に改め、同表十二の項(四)中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について四千六百五十円
-----------------------	------------------

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	講習一時間について四千五百円
準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習一時間について三千四百円

に改め、同項(十)中

普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五百円
--------------	----------------

を

準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五百円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五百円

に改め、同項(十二)中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許	五千六百円(当該講習が法第九十七条の二第
---------------------	----------------------

許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五千二百円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	二千二百五十円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	四千六百五十円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）第三十九条の基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許	五千六百五十円

許を受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	二千円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千円（当該認知機能検査の結果が府令第三十九条の基準に該当するものにあつては、四千三百円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千四百円

に改め、同項(十三)中「道路交通法施行規

則」を「府令」に改め、同条第三項の表一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」



に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同条第四項の表一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第六条に規定する者に対する改正後の第八条第二項の規定の適用については、同項の表二の項（中「二千元」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表十二の項（中「二千五百円」とあるのは「二千五百円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の第八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（警察本部運転免許管理課）

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県条例第六十三号**

**知事等の給与の特例に関する条例**

(知事及び副知事の給与の特例)

**第一条** 知事及び副知事の給料月額は、平成二十九年一月一日から平成三十二年十二月八日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第二号）第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

**第二条** 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和二十八年栃木県条例第二十七号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

**第三条** 常勤の監査委員の給料の月額、特例期間において、栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

- 2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十四年栃木県条例第六十九号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(知事等の平成二十九年一月の給料月額の特例)

- 3 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に係る平成二十九年一月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、それぞれ、第一条から第三条までの規定により算定される額から、知事等の給与及び旅費に関する条例第二条第一号に定める給料月額の百分の十に相当する額、同条第二号に定める給料月額の百分の七に相当する額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例第二条に定める給料月額の百分の五に相当する額又は栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例第四条第一号に定める給料の月額の百分の五に相当する額に旧条例第一条に規定する特例期間の末日の翌日(同日の翌日から平成二十八年十二月三十一日までの間に新たにこれらの職に就いた者にあつては、これらの職に就いた日)から平成二十八年十二月三十一日までの日(日曜日を除く。)の数を二十七で除して得た数を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(人事課)